

平成 27 年 2 月 16 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

外貨建てニッポン社債ファンド 2015-03 (為替ヘッジあり／限定追加型) (為替ヘッジなし／限定追加型)

当社は、平成 27 年 3 月 31 日に「外貨建てニッポン社債ファンド 2015-03 (為替ヘッジあり／限定追加型) (為替ヘッジなし／限定追加型)」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

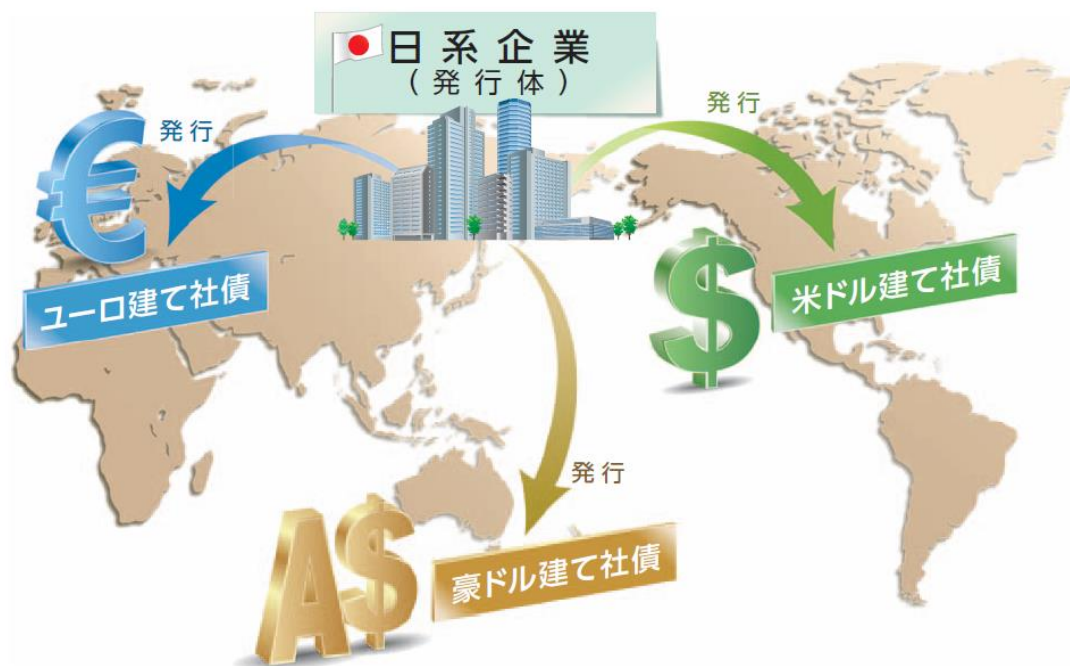
記

1. ファンドの特色

1 日系企業が発行する外貨建て(米ドル、ユーロおよび豪ドル建て)の社債等に投資します。

- ◆ 日系企業とは、日本企業もしくはその子会社をいいます。
- ◆ 社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券を含みます。
※流動性を確保するため、米ドル、ユーロおよび豪ドル建ての海外の国債やコマーシャル・ペーパー等に投資することがあります。

社債とは、企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券のことです。社債は国債に比べて、通常信用リスクが高くなります。社債の利回りは、一般に投資者が信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利の分だけ、国債に比べて高くなっています。

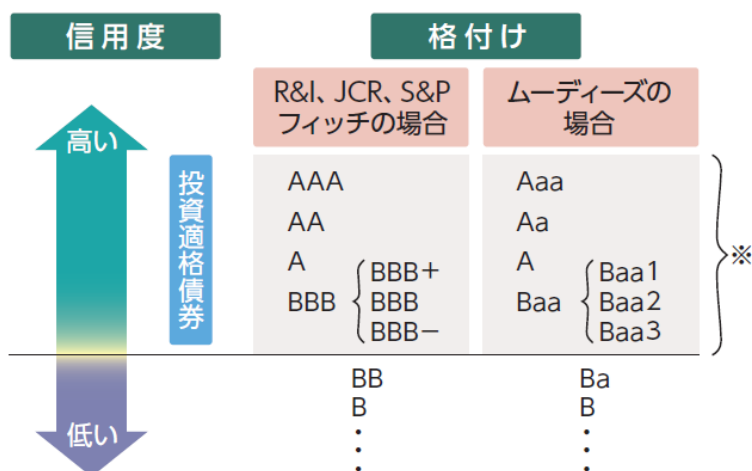


大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 外貨建て社債等の格付けは、取得時において投資適格 (BBB格相当以上) とします。

信用度と債券の格付けについて



※格付投資情報センター (R&I)、日本格付研究所 (JCR)、S&P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)、フィッチ・レーティングス (Fitch) などといった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

- 金利リスク対応のため、米ドル、ユーロおよび豪ドル建ての債券先物取引を利用することがあります。

2 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

為替ヘッジなし

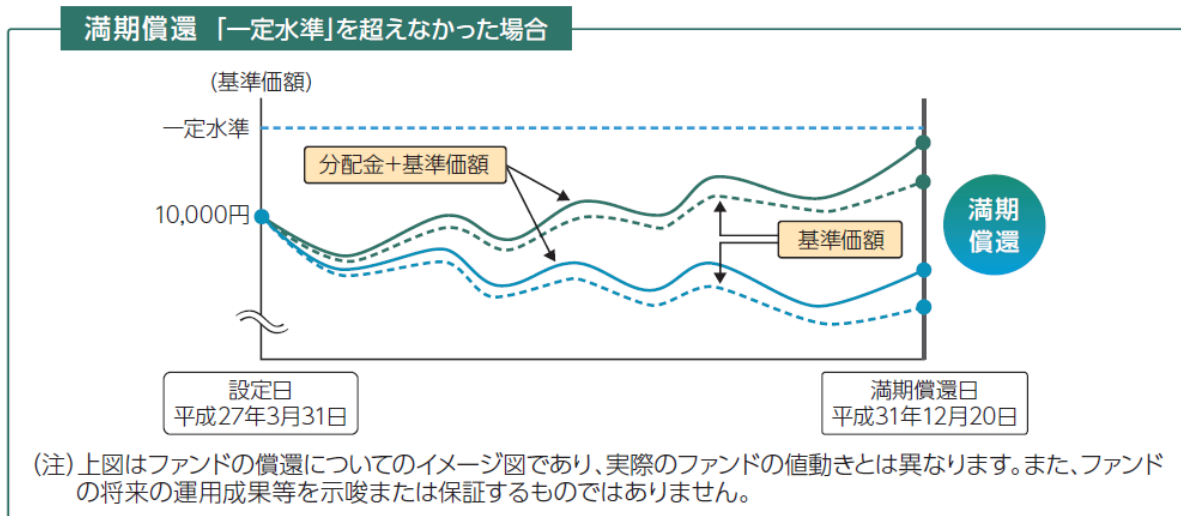
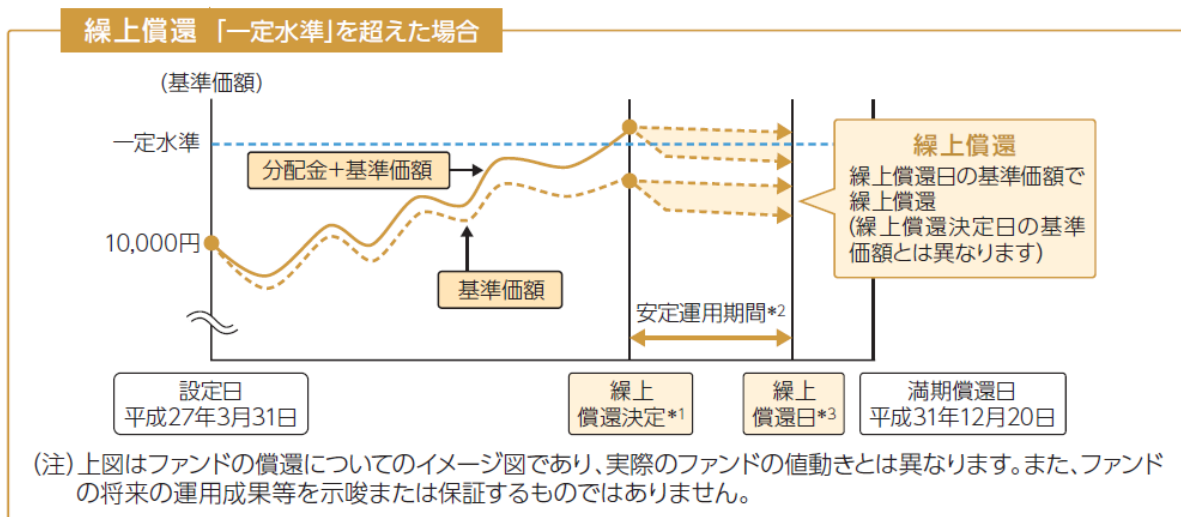
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

3

「分配金+基準価額」が一度でも「一定水準」を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

- ◆ 上記の「一定水準」は、「為替ヘッジあり」では10,800円、「為替ヘッジなし」では11,500円をいいます。
- ◆ 「分配金+基準価額」は設定来の分配金(1万口当たり、税引前)の累計額に基準価額(1万口当たり)を加算した額をいいます。

償還の仕組み(イメージ)



- *1 上記「分配金+基準価額」の水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの「分配金+基準価額」が「一定水準」を超えることを示唆または保証するものではありません。
- *2 わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行いません。流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行えない場合などがあるため、「分配金+基準価額」が「一定水準」を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- *3 「分配金+基準価額」が「一定水準」を超えてから償還までの市況動向、運用管理費用(信託報酬)等により、「分配金+基準価額(または償還価額)」が「一定水準」以下となることがあります。また「分配金+基準価額」が「一定水準」を超えた場合であっても、基準価額が10,000円以下で償還となることもあります。なお、「分配金+基準価額」が「一定水準」を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

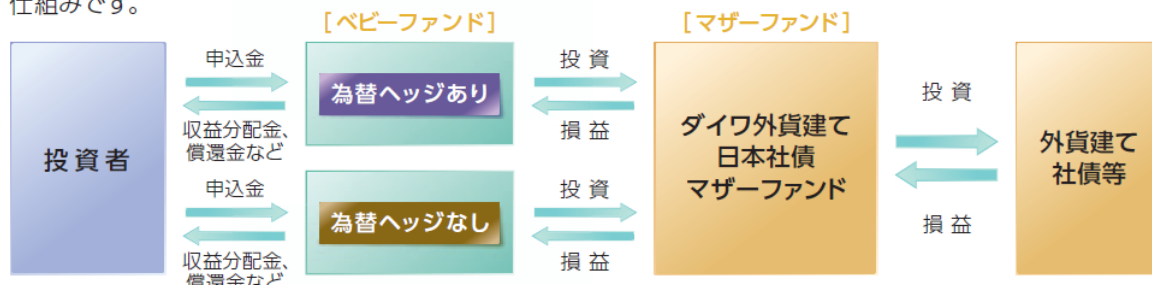
大和投資信託

Daiwa Asset Management

ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1、2および「ファンドの仕組み」の運用が行なわれないことがあります。

4

当ファンドの購入の申込みは、平成27年4月30日までの間に限定して受付けます。

5

毎年3月22日および9月22日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、平成27年9月22日(休業日の場合翌営業日)までとします。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。元利金の返済順位が一般の社債よりも低い社債に投資する場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行いますが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、基準価額が変動する要因となります。「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行わないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 <上限>2.16%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)		年率1.377% (税抜1.275%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率 0.50%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率 0.75%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・手数料		(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	外貨建てニッポン社債ファンド 2015-03 (為替ヘッジあり/限定追加型) (為替ヘッジなし/限定追加型)
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	① 当初申込期間 平成27年3月2日から平成27年3月30日まで ② 継続申込期間 平成27年3月31日から平成27年4月30日まで
設定日	平成27年3月31日
当初募集額	各ファンドについて300億円を上限とし、合計で300億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	平成27年3月31日から平成31年12月20日まで

繰上償還	<p>●委託会社は、基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算します。以下「繰上償還」において同じ。)が一度でも「一定水準」(「為替ヘッジあり」では10,800円、「為替ヘッジなし」では11,500円)を超えた場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。ただし、基準価額が「一定水準」を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。</p> <p>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき <p>●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。</p>
決算日	<p>毎年3月22日および9月22日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成27年9月22日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p>
収益分配	<p>年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないません。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。</p>
信託金の限度額	各ファンドについて500億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。</p> <p>※平成26年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>
販売会社	愛媛銀行、商工組合中央金庫
受託銀行	りそな銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上